

才六條 本組合に左の機関を設くる。

(一) 大會 (二) 執行委員會 (三) 常任執行委員會

才七條 大會を以て本組合の最高機関とす。且毎年壹回開催し本

組合の重要事項を協議す。但し組合員の三分の二以上の

出席者あらざれば開催することを得ず。

才八條 大會は執行委員會の必要と認められた場合又は組合員三分

の二以上の請求ありたる場合は臨時開催することを得。

2. 執行委員會

才九條 執行委員會は本組合より大會に選出された議員を以て

執行委員會の委員は指名とし大會に於て選挙し委員は

も同一く大會に於て選挙することとす。

才十條 執行委員會の下に左の各部を置く。

定例部 庶務部 政治部 青年部 調査部

普通部

才十一條 執行委員會は各部門の部長及び委員を選挙することとす。

3. 常任執行委員會

才十二條 常任執行委員會は本組合の事務機にして大會及び執行

委員會の決議事項を執行するものとす。

才十三條 常任執行委員會は執行委員會の決議による委員の

選出に依り組織し執行委員長を以て常任執行委員長とす。

才十四條 役員

才十四條 執行委員長。常任執行委員の部長及び書記は役員

と稱す。

才十五條 執行委員長は本組合を代表し一總事務を統轄する

ものとす。

才十六條 執行委員は本組合を代表し一總事務を統轄する

ものとす。